

3月14日（第3日）

3月14日（火）第3日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壺行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
教育部長	山井法男	消防長	丸石正男
企業局長	躍場克之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	同意第1号	副市長の選任につき同意を求めることについて
日程第3	同意第2号	教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第4	同意第3号	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	議案第37号	令和4年度江田島市一般会計補正予算（第6号）
日程第6	議案第38号	令和4年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第1号	令和5年度江田島市一般会計予算
日程第8	議案第2号	令和5年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第9	議案第3号	令和5年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10	議案第4号	令和5年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
日程第11	議案第5号	令和5年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
日程第12	議案第6号	令和5年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第13	議案第7号	令和5年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第14	議案第8号	令和5年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第15	議案第9号	令和5年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
日程第16	議案第10号	令和5年度江田島市交通船事業特別会計予算
日程第17	議案第11号	令和5年度江田島市下水道事業会計予算
日程第18	議案第39号	令和5年度江田島市一般会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第40号	令和5年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	発議第1号	江田島市議会の個人情報の保護に関する条例案について
日程第21	発議第2号	江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例案について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（吉野伸康君） ただいまから、令和 5 年第 1 回江田島市議会定例会 3 日目を開きます。

ただいまの出席議員は 16 名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第 1、一般質問を昨日に引き続き行います。

これより 2 番 筧本議員の一般質問を行います。発言を補完するため、パネル等の使用について申出がありましたのでこれを許可いたします。

2 番 筧本 語議員。

○2 番（筧本 語君） 皆様、おはようございます。2 番議員の筧本でございます。

本日はお忙しい中、傍聴に足をお運びくださいました皆様、またインターネット中継を御覧いただいております皆様に厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、道路は大きく分けると私道、私と書いて私道と公道の 2 種類があることは皆様御存じのことと思います。私道とは個人または団体が所有している土地を道路として使用している区域をいいます。それに対し、公道とは国や地方公共団体が指定、建設、管理する道路のことです。本市の公道を細かく分類すると、国が指定する道路を国道、県が指定する道路を県道、本市が指定する道路を市道といい、これは市立の市道です。これら全てが公道となります。

その中で平成 5 年 4 月に路線認定された国道 487 号は、呉市の四ツ道路から南下して、倉橋島、本市を周回し、広島市南区の宇品から南区役所前の国道 2 号へと結ぶ延長約 6.3 キロメートルの本市の道路において唯一の一般国道であり、いわば本市の大動脈と言える重要な道路であります。

昨年 6 月 18 日、平成 10 年度に事業着手した小用バイパスのうち、小用港前から小用三丁目の約 500 メートルが開通したことが記憶に新しいところで、道路幅員が狭かった旧道に比べ飛躍的に利便性が向上いたしました。しかしながら、市民からは同国道が今後どうなっていくのか分からないとの声が多く、先日も市民の方から「江田島市は国にちゃんとお願ひしておるのか」と不安を口にされておりました。移住してきた方からも、道路の幅員が狭いところや迂曲した道が多く、経年劣化などで路面の状態も悪いなど、「本当に国道なの」と不満の声も耳にしております。

このように本市における国道などの主要道路の状況は、移住や定住を考える上でとても重要なファクターであると言えます。そこで、次の 3 点について伺います。

まず 1 点目は、路線認定からはや 30 年を迎える国道 487 号ですが、時代の流れもあるとは思いますが、当初の構想どおりとはいかなくなっているように感じております。

そこで、国道487号の今後の計画はどうなっているのか。また、その計画の進捗状況についてお伺いします。

2点目は、国道487号には江田島町津久茂から、能美町高田をつなぐ海上区間がありますが、そこを架橋により連結させる津久茂架橋構想があると聞きます。津久茂架橋構想実現に向けたこれまでの経緯と今後の展望についてお伺いします。

最後の3点目は、国道487号で倉橋島と本市を結ぶ唯一の橋である早瀬大橋についてです。昭和48年10月28日に供用が開始され、今年で開通50周年を迎えるに当たり、老朽化が懸念される早瀬大橋ですが、このままでは果たして今後、起こり得る大型地震などに耐えることができるのかと市民の不安の声を耳にすることがございました。一般的に橋梁の寿命は50年程度と言われておりますが、まさにその50年を迎える早瀬大橋の経年劣化や耐震補強について、今後どのように対応していくのかお伺いします。

以上、3点について市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 筧本議員から国道487号の今後の展望について、3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の国道487号の今後の計画と進捗状況についてでございます。

国道487号の整備につきましては、県の道路整備計画である広島県道路整備計画2021において、江田島町の中心地域に位置する中郷区間を事業箇所として位置づけていただいております。当該区間の事業進捗状況につきましては、現在、予備設計を行っているところであり、今後も引き続き事業推進に努めてまいりますと県から伺っております。本市といたしましては、海上自衛隊第1術科学校を中心として商業、行政が集積する地域でありながら、中郷トンネル及び御殿山トンネルにおいて大型車の擦れ違いが困難な状況となっていることから、当該区間の早期整備に向けて引き続き国や県に対し要望をしております。

次に、2点目の津久茂架橋構想実現に向けたこれまでの経緯と今後の展望についてでございます。

津久茂架橋構想の実現は、本市の新市建設計画の中にも掲げており、江田島湾をY字型の地形により分断された地理的条件を解消し、本市が今後も一体的な発展を図っていくために大変重要であると考えております。したがって、この実現に向けてこれまでも市単独での要望はもとより、広島県中央地域振興対策協議会、国道487号等整備促進期成同盟会、広島県島嶼会からも国や県に対して要望活動を行ってきているところでございます。

本事業は、地域産業の発展や観光振興などに寄与することは認識いただいているものの、渡海橋であるこれらの橋梁は大規模な事業であることから、今後の社会経済情勢を勘案しながら引き続き検討する旨の回答となっており、合併時からの念願である津久茂架橋構想の実現に向けて引き続き国や県に対し、強く要望してまいります。

次に、3点目の老朽化が懸念される早瀬大橋の今後の対応についてでございます。

早瀬大橋につきましては、5年に1回行う法定点検や日常点検の結果に基づき、適切

に修繕等を行いながら機能の確保を図ることとしていると県から伺っております。現在は平成26年度に実施した点検において早期に修繕が必要であるという結果であったことから、県により平成28年度から橋梁修繕工事に着手していただいております。さらに令和2年度からは耐震補強工事も併せて実施していただいているところであり、早期完成に向け、工事を推進していくと伺っております。

早瀬大橋につきましては、本市と本土を往来する車両の唯一の交通手段であるとともに、緊急輸送道路に位置づけられ、大規模地震の発生時には救命活動や物資輸送など、緊急輸送ルートとなる重要な路線であることから、引き続き早期事業完成に向け国や県に対し要望してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） ただいま3点の質問に対して御回答いただきありがとうございます。

国道487号の整備については、県の道路整備計画である広島県道路整備計画2021において、江田島町の中郷区間を事業箇所として位置づけられていて、現在予備設計を行っているところであり、今後も引き続き事業推進に努めるとのことでした。

確かに海上自衛隊第1術科学校や商業、行政が集積する地域でありながら、中郷トンネル及び御殿山トンネルにおいて大型車の擦れ違いが困難な状況となっていることは承知しております。当該区間の早期整備に向け国や県に対し要望していくとのことなので、引き続き強く要望を続けていただきたいと思います。

さて、先ほど中郷・御殿山トンネルについて要望しているとのことでしたが、国道487号には同じく大型車の通行が困難な小用／切串間の高須隧道、一つ小島隧道、水ヶ浦隧道、栗平隧道、二つ小島隧道、切串隧道の6つのトンネルがあります。どのトンネルも車線幅が狭く、高さも3.7メートルの制限があり、先日も切串港に下りてきた大型トラックの運転手に高さ制限があるのでトンネルは通行できませんと伝えたところ、とても残念そうな表情を浮かべておりました。

そこで、この小用／切串間のトンネルについて、本市はどのように考えているのかお答えください。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭 顕治君） 国道487号の小用から切串までの6つのトンネルにつきましては、大型車の擦れ違いが困難な状況でございます。そのような中、県におきましては、現在、国道487号の中郷区間の整備を行っていただいているところであり、本市といたしましては、現在事業中でございます中郷区間が完成すれば国道487号から県道石風呂／切串線を経由して江田島中央地区から切串までの間はおおむね2車線の確保ができ、アクセスが格段に向上するものと考えてございます。

今後につきましては、まずは中郷区間の早期整備につきまして、国や県に要望してまいりますとともに、今後の社会情勢や交通量等を勘案しながら、小用から切串までの間の道路整備についても適切に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 寛本議員。

○2番（寛本 語君） 中郷区間が完成すれば、国道487号から県道石風呂／切串線を経由して江田島中央地区から切串までの間はおおむね2車線が確保でき、アクセスの向上が図られ、今後の社会情勢の変化や交通量などを勘案しながら、小用から切串間の道路整備についても要望してまいりたいとのことなので、しっかりと見定めて要望していただきたいと思います。

続いて、津久茂架橋構想についてお伺いします。

先ほどの市長答弁において、津久茂架橋構想の実現は、本市の新市建設計画の中にも掲げており、本市が今後も一体的な発展を図っていくために大変重要であると考えており、これらの実現に向け、これまで市単独での要望はもとより、広島県中央地域振興対策協議会、国道487号等整備促進期成同盟会、広島県島嶼会からも国や県に要望活動を行っているとお答えいただきましたが、市単独の要望については、いつ誰が、どこで誰にどういった内容のプレゼンテーションを行ったのか、できる範囲で具体的にお答えください。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 本市単独の要望につきましては、県が管理する道路、港湾などのインフラ整備等について、市長が直接県庁のほうに赴き県の土木建築部長をはじめとする県の幹部に対し、毎年1回から2回の要望活動を行っているところでございます。

その中で津久茂架橋構想につきましては、市内の国道487号が津久茂の瀬戸で分断され、本市の一体的な発展に障害となっている実情を伝え、早期の実現を要望しているところでございます。

また、本市の要望を少しでも前に進めるためには、粘り強く要望することが非常に重要であると考えておりますので、今後も引き続きあらゆる機会を通じて国や県に要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 寛本議員。

○2番（寛本 語君） 県が管理する道路、砂防、港湾などインフラ整備等については市長が県庁に赴き、広島県土木建築局長をはじめとする県の幹部に対し、毎年1回から2回程度の要望活動を行っており、津久茂架橋構想については市内の国道487号が津久茂の瀬戸で分断された本市の発展に障害となっている実情を伝え、早期の実現を要望しているとのことでした。

市長自ら率先して強く要望していただいていると聞くと、市民の皆様も希望が膨らむことと思いますので、ぜひとも津久茂架橋構想の実現に向け御尽力いただきたいと思っております。

最近、架橋が開通した事例として、昨年3月20日に愛媛県越智郡上島町の上島架橋の岩城橋が開通し、町民の悲願であったゆめしま海道が全線開通したことが記憶に新しいところだと思います。平成16年に上島諸島の離島が合併して成立した上島町では、町内の4島を結ぶ上島架橋事業を進め、弓削島と佐島を結ぶ弓削大橋が平成8年に、佐

島と生名島を結ぶ生名橋が平成23年に開通し、残る岩城橋工区は愛媛県により平成25年度に着手され、上島架橋の総事業費の半数を占める183億円を費やして岩城橋工区の延長約2キロメートルが開通し、令和4年に全線開通となりました。全線開通したことにより町民の利便性は向上し、観光や物流も大きく変わり、長年待ち望んだ町民の喜びもひとしおであったものと思います。

合併して19年目を迎える本市においても市民の方々は津久茂架橋構想に相当な関心があるものと思われまます。しかしながら、現在本市は急速な少子高齢化などにより人口減少に歯止めがかかっていない状態にあり、このままでは構想が実現することはおろか、市としても成り立たない未来が容易に想像できる状態にあります。そうならないためにも、津久茂架橋構想の早期実現に向けた要望活動をいま一度強くお願い申し上げます。

続きまして、早瀬大橋についてお伺いします。

先ほど市長の答弁において、平成26年度に実施した点検において早期に修繕が必要であるという結果であったことから、県により平成28年度から橋梁修繕工事に着手しており、令和2年度から耐震補強工事も併せて実施しているところであるとのことでした。では、橋梁修繕工事や耐震補強工事の具体的な計画内容と進捗状況はどれくらいなのかお答えください。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 早瀬大橋の修繕工事及び耐震補強工事の計画につきましては、床版修繕工事を行った後、下部工の修繕耐震補強工事、そして上部工の修繕耐震補強工事の順に工事を進めていくと、このように県のほうから伺っているところがございます。現在の進捗状況といたしましては、床版修繕工事が完了しまして、早瀬大橋の下部工は橋台2基、橋脚7基の計9基ございますけれども、今月末にはそのうちの橋台2基、橋脚3基の計5基の修繕耐震補強工事が完了する見込みであると県のほうから伺っているところがございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 床版修繕工事が完了し、下部工の橋台2基、橋脚7基の計9基のうち、今年度末に橋台2基、橋脚3基の計5基の修繕耐震補強工事が完了する見込みであるとのことでした。まずは下部工ということで、しっかりと補強をしていただきたいのですが、今後かなりの確率で起こると予想される大地震に備えるためにも、上部工もしっかりと早急に修繕耐震補強を要望していただきたいと思ひます。

先日、早瀬大橋のたもとにおしゃれなグランピング施設BYUCAがオープンいたしました。そこから眺める早瀬大橋はとても美しかったとの声をよく耳にします。しかしながら、実際に早瀬大橋に近づいてみると、代名詞である白い塗装が薄くなり、下地の赤色がところどころに出ていて、とても美観を損ねておりました。そういった観点からもぜひ要望をしていただきたいと思ひます。

先ほど市長答弁でもありましたが、早瀬大橋は本市と本土を往来する車両の唯一の交通手段であるとともに、緊急輸送道路に位置づけられ、大規模地震時には救命活動や物資輸送など、緊急輸送ルートとなる重要な路線であります。そのことをしっかりと認識

し、早期事業完成に向け要望していただきたいと切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、2番 筧本議員の一般質問を終わります。

日程第2 同意第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについてでございます。

今月末で任期満了となる土手三生副市長を引き続き副市長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

土手副市長は、皆様御承知のとおり、行政の道一筋を歩んでこられ、幅広い行政経験と実績を有し、行政全般にわたって識見のある方でございます。直面する市の課題に向き合い、市にとって市民の皆様にとって何が最善かという価値判断でもって、よりよいまちづくりに取り組んでいくため、土手副市長には市職員が一丸となれるよう、スクラムを組む要としての重責を果たしていただけるものと確信しております。何とぞ議員の皆様のお同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

副市長は退席してください。

（休憩 10時26分）

（再開 10時26分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関することとありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

副市長は入場してください。

(休憩 10時28分)

(再開 10時28分)

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま土手三生氏の副市長の選任について、議会の同意がありましたので、お伝えいたします。土手三生氏から一言挨拶をお願いいたします。登壇してください。

○副市長（土手三生君） 失礼いたします。

本会議の貴重な時間を割いて挨拶の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

ただいま副市長の選任同意につきまして、同意をいただいたとの通告を受けました。議員の皆様方には御高配を賜り感謝の気持ちでいっぱいでございます。誠にありがとうございます。

平成27年から2期8年間務めさせていただきました副市長の職務を振り返りますと、今、改めて職務の重要さを痛感いたしておりまして、非常に心震える思いでございます。もとより微力ではございますが、まだまだ気力・体力ともまだ充実いたしております。これから、これまでの行政経験を十分発揮させていただきまして、明岳市長の補佐役として常に市民の皆様が目線に立ち、寄り添い、福祉の向上に努めさせていただくとともに、新たな発想や社会の変化にも的確に対応できるよう努め、皆さんが江田島市に住んでよかったと言えるまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、皆さんの御支援、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

日程第3 同意第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第3、同意第2号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、同意第2号 教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

次の方を江田島市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任命したい方は、江田島市能美町中町の岡田 學さんです。岡田氏の経歴などにつきましては、議案に添付しております参考資料を御覧いただきたいと存じます。

岡田氏は、昭和54年に三高小学校に助教諭として採用されてから、高田小学校、鹿川小学校で勤務され、広島県立教育センター、広島県教育委員会事務局を経て三高小学校に戻られた際には教頭を務められました。

その後は、県内6つの小学校で校長を歴任されております。市内では柿浦小学校、江田島小学校、鹿川小学校、三高小学校の各校長を務められ、教育行政はもとより特に教育現場において豊富な経験を有しておられます。人格が高潔で教育、学術、文化に関する識見も高く、本市の教育長として適任と認められる方と存じますので、岡田氏を教育長として任命するため、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 10時32分）

（再開 10時33分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま岡田 學氏の教育長任命について議会の同意がありましたので、お伝えいたします。岡田 學氏から一言挨拶をお願いいたします。

○新教育長（岡田 學君） 皆様、おはようございます。先ほど教育長の任命につきまして議会の皆様の御同意を得、4月から就任をさせていただきます岡田 學でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市議会本会議という大変貴重な機会をいただき、御挨拶を申し述べますことを恐縮に存じますとともに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私は昭和54年4月旧沖美町立三高小学校に赴任をさせていただき、自来、今日まで数多くの地域や職場で教育に関わる仕事に携わらせていただきました。そこでは、新しいことを学ぶ喜び、人や自然とつながる楽しさ、御縁の不思議さを日々教えていただきました。ひとえに子供たちや保護者、職場や地域の方々、そして江田島市にあっては議会の皆様や行政の皆様の大変多くの方々のおかげだというふうに思っております。

教育とは、御承知のとおり人格の完成を目指し、平和で文化的な国家及び社会の形成者としての資質、能力を備えた人間の育成を期して行われるものでございます。それはすなわち私たちの日々の生活そのものを豊かにしていく、そういう営みだと考えております。私たち大人も子供も一人一人が日々の生活の中で学び、成長することの喜びや人や自然、文化、伝統などつながることの楽しさ、不思議さを実感することこそ「『ワクワクできる島』えたじま」「『恵み多き島』えたじま」が具現された姿だと考えてお

ります。私はそのことを一番の大事としてこれから精進をしてまいりたいと思っております。

しかしながら、もとより浅学非才、非力な私でございます。皆様のこれまで以上の支援や御指導なくしては立ち行きません。どうぞそのところをぜひともよろしくお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 岡田 學氏の退席を求めます。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 10時37分）

（再開 10時37分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 同意第3号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

令和5年3月31日付けで任期満了となる教育委員会の委員、泊野仁美さんの後任として長迫 香さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

長迫さんは、PTA活動にも熱心に取り組まれ、人格が高潔で教育、学術、文化に関する高い識見を有する方でございます。本市の教育委員として適任と認められる方と存じますので、御同意を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関することでもありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第37号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、議案第37号 令和4年度江田島市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第37号 令和4年度江田島市一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和4年度江田島市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億1,543万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正、第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正、第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第37号について歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明します。

今回の補正は、交通船事業特別会計で実施をしている新造船の工期変更に伴う継続費の期間延長と年割額の変更の補正及びさきに議決いただいた下水道事業会計補正予算（第3号）の建設改良費の繰越しに関連する一般会計負担金の繰越明許費を追加するものです。

初めに、歳入からです。

事項別明細書の14、15ページをお願いします。

19款繰入金、2項基金繰入金は、公共施設整備基金繰入金の減額補正です。

続いて、歳出です。

16、17ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費は、6目企画費で、交通船事業特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

予算書4ページにお戻りください。

第2表 継続費補正です。

変更として、交通船事業特別会計繰出金の1件をお願いしています。

5ページをお願いします。

第3表 繰越明許費補正です。

追加として、下水道事業会計繰出金1件をお願いしています。

なお、18、19ページに継続費の進行状況等に関する調書をお示ししています。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、議案第38号 令和4年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第38号 令和4年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,900万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正、第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 議案第38号 令和4年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、まず補正予算の概要を説明いたします。

このたびの補正予算は、現在、建造中の新造船事業の工期延伸に伴う補正となります。歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。事項別明細書の24、25ページをお願いいたします。

最初に歳入からです。

1款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は、補正額1,350万円の減額補正となります。先ほど可決いただきました一般会計補正予算交通船事業特別会計繰出金の減額に伴う繰入金の減額となります。

続いて、歳出です。

26ページ、27ページをお願いいたします。

1款、1項、1目事業費は、工期延伸に伴い、令和4年度における工事請負費を減額するものです。

10ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正です。

中町／宇品航路新造船事業について、令和3年度から令和4年度までの継続費を令和5年度までの事業とし、年割額1,350万円を令和4年度から令和5年度に組み替え、補正するもので、全体事業費に変更はございません。

なお、28ページ、29ページに継続費の進行状況等に関する調書をお示ししています。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

(休憩 10時51分)

(再開 11時05分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第1号～日程第17 議案第11号

○議長(吉野伸康君) この際、日程第7、議案第1号 令和5年度江田島市一般会計予算から、日程第17、議案第11号 令和5年度江田島市下水道事業会計予算までの11議案を一括議題といたします。

本11議案について、平川博之予算審査特別委員長の報告を求めます。

平川博之委員長。

○予算審査特別委員会委員長(平川博之君) 予算審査特別委員会報告をいたします。

令和5年3月14日、江田島市議会議長 吉野伸康様。

江田島市議会予算審査特別委員会委員長 平川博之。

本委員会は、令和5年第1回江田島市議会定例会本会議第1日において付託された議案について、総務文教・産業厚生の2分科会に分割し、2月27、2月28日に総務文教分科会、3月1日から3日まで産業厚生分科会を開会し、慎重に審査した結果、個別意見、要望事項を付して賛成多数で決したので、会議規則第103条の規定により報告します。

まず、審査の結果について申し上げます。

議案第1号 令和5年度江田島市一般会計予算から、議案第11号 令和5年度江田島市下水道事業会計予算までの11議案については、賛成多数により、原案のとおり可決いたしました。

2ページを御覧ください。

次に、審査の概要について申し上げます。

本委員会に付託された予算の審査に当たっては、本予算に組まれた事務事業が、各行政分野に適切に配分され、かつ、地域的な均衡が図られているかどうか主眼を置き、地方自治法第97条第2項に規定されている長の提案権を侵害しないように十分配慮し、議決権の範囲内で慎重に審議を行いました。

次に、審査意見について申し上げます。前段部分は省略いたします。

予算の執行に当たっては、審査の過程で出された各分科会からの個別意見に十分留意され、本市総合計画に掲げる「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現に向け、限られた予算で最大限の効果を上げるべく、全力で取り組んでいただきたい。

以上、審査意見といたします。

なお、各分科会から提出された個別意見につきましては、次に記載してあるとおりでございますので、今後の行政執行に反映していただくことを要望し、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（吉野伸康君） これをもって、平川博之予算審査特別委員長の報告を終わります。

本11議案についての委員長の報告は、意見をつけ、可決すべきであるとするものがあります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と報告に対するものであります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第1号 令和5年度江田島市一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和5年度江田島市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和5年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和5年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和5年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和5年度江田島市港湾管理特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度江田島市地域開発事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和5年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和5年度江田島市交通船事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和5年度江田島市下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第39号

○議長(吉野伸康君) 日程第18、議案第39号 令和5年度江田島市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第39号 令和5年度江田島市一般会計補正予算(第1号)でございます。

令和5年度江田島市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億6,600万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長及び福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第39号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明します。

今回の補正は、先ほど議決をいただいた令和4年度一般会計交通船事業特別会計の継続費の補正に伴う令和5年度事業費及び新型コロナウイルスワクチン接種に関する補正

です。

初めに、歳入からです。

事項別明細書の12、13ページをお願いします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金及び2項国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種関連の国庫負担金及び国庫補助金の増額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金は、公共施設整備基金繰入金の増額補正です。

21款諸収入、5項雑入は社会保険料の増額補正です。

続いて、歳出です。

14、15ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費は、6目企画費で交通船事業特別会計の補正に伴う繰出金の増額補正です。

4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費で新型コロナウイルス感染症予防対策事業の予防接種委託料など、ワクチン接種関連費用の増額補正です。

なお、18、19ページに給与費明細書、20、21ページに令和4年度の継続費補正に伴う継続費の進行状況等に関する調書をお示ししています。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） この補正予算のですね、ワクチン関連事業につきましては別資料によりまして御説明をいたしますので、本日お配りをさせていただきましたA4用紙1枚もの、議案第39号参考資料をお願いいたします。

失礼いたしました。補正予算書と一緒に配られておる資料ということでございます。よろしいですかね。

それでは、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

1、趣旨でございます。

先月、令和5年2月24日厚生労働省から自治体向けの説明会が行われ、また、3月7日付けで国の通知によりまして、新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種を1年間延長することが示されたことから、本市におきましても令和5年度も引き続き接種を行うものでございます。

2、令和5年度ワクチン接種の内容でございます。

令和5年度は2回接種することといたします。

1つ目は（1）の春から夏にかけての接種で、5月から8月までの期間といたします。これは現行と同じオミクロン株対応ワクチンである2価ワクチンを使用いたします。また、対象者の方は1回目、2回目である初回接種をした方限定で65歳以上の高齢者の方、基礎疾患のある方、医療従事者の方など9,000人を見込んでおります。これは重症化リスクを軽減させるためのものでございます。

次に、2つ目は（2）の秋から冬にかけての接種で、9月から12月までの期間といたします。使用するワクチンは国の厚生科学審議会では今後の検討とされており、現在未定でございます。また、対象者の方は初回接種を受けた5歳以上の方全員でございます。1万2,500人を見込んでおります。なお、2回とも65歳以上の高齢者の方や

重症化リスクの高い方以外は努力義務の対象外となるものでございます。

3、接種券及び接種予約でございます。

接種券につきましては、接種期間が開始される1か月前までには対象者の方に郵送する予定でございます。予約方法につきましては、現在調整中でございます。

4、ワクチン接種関係の予算措置でございます。

予算総額は7,250万円で、全額国庫負担でございます。内訳といたしまして、会計年度任用職員の雇用、接種券の発送、実際のワクチン接種のための費用でございます。

5、スケジュール案につきましては、図のとおりでございます。

6、その他といたしましては、初回接種につきましては月1回の接種機会を確保しております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第40号

○議長（吉野伸康君） 日程第19、議案第40号 令和5年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第40号 令和5年度江田島

市交通船事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億320万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 議案第40号 令和5年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の26ページ、27ページをお願いします。

最初に歳入からです。

2款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正額1,350万円の増額補正となります。先ほど可決いただきました一般会計補正予算交通船事業特別会計繰出金の増額補正に伴う繰入金の増額となります。

続いて、歳出です。

28ページ、29ページをお願いします。

1款、1項、1目事業費は、工期延伸に伴い、令和5年度における工事請負費を増額するものです。なお、30ページ、31ページに継続費の進行状況等に関する調書をお示ししています。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 先ほど来、入りと出について聞かせていただきまして、議決してきたところなのですが、工期延伸ということで遅れた原因とですね、そして今後どのような予定、見込みであるのかいうことをちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 工期の遅れた理由と今後のスケジュールについて御質問だと思います。

まず、受注事業者の工場で、昨年12月末頃から新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者が多発いたしました。これによりまして、溶接技師や機関技師などの特殊な技術者が業務に従事できませんでした。工事の進捗に遅延が生じたため、受注業者におきましては残業や休日出勤の対応をとって納期の遵守に努めてまいりましたが、遅れを取り戻すことができなかったということがまず原因となっております。

それから、今後の予定になります。来月4月4日に進水式をする予定です。その後、

国の機関による検査及び試験が実施され、海上での試運転を終えて4月21日に引渡しとする予定としております。

本市に引渡しを受けた後には、指定管理者である瀬戸内シーラインの船員による操作練習期間を設け、5月の早い段階で定期航路へ投入していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第20、発議第1号 江田島市議会の個人情報の保護に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

岡野数正議員。

○8番（岡野数正君） 発議第1号。

令和5年3月14日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 上松英邦。

同じく 江田島市議会議員 山本一也。

同じく 江田島市議会議員 浜西金満。

同じく 江田島市議会議員 酒永光志。

同じく 江田島市議会議員 古居俊彦。

同じく 江田島市議会議員 平本美幸。

同じく 江田島市議会議員 宮下成美。

江田島市議会の個人情報の保護に関する条例案について、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定によりまして、提出をいたします。

内容については、別紙のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第21、発議第2号 江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

上松英邦議員。

○13番（上松英邦君） 発議第2号。

令和5年3月14日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 上松英邦。

賛成者 江田島市議会議員 長坂実子。

同じく 江田島市議会議員 山本一也。

同じく 江田島市議会議員 沖也寸志。

同じく 江田島市議会議員 岡野数正。

同じく 江田島市議会議員 美濃英俊。

江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

内容については、別紙のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和5年第1回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞さまでした。

（閉会 11時39分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員